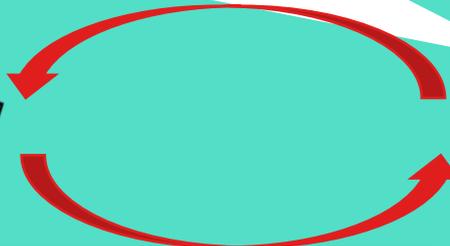


電子メール

による各種申請の
ご案内



防火管理者選解任、消防計画 etc...

※詳細は裏面をご確認ください

「申請用紙及び添付書類」

- 右記のQRコード若しくは以下のURLからアクセスしてください。

(富士五湖消防ホームページ：各種申請様式)

<https://www.mfi.or.jp/~fg-kanrika/yobo/denshiindex.html>



電子申請様式ページ

「お問い合わせ先及び電子メール申請先」

- 富士吉田消防署「富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村に所在する事業所」

(富士吉田市松山5丁目10番13号) TEL: 0555-23-0119 FAX: 0555-24-6800

申請アドレス: fg-yobouka2@mfi.or.jp

- 河口湖消防署「富士河口湖町、鳴沢村に所在する事業所」

(富士河口湖町船津1745番地) TEL: 0555-72-0119 FAX: 0555-72-3730

申請アドレス: kawaguchi3@mfi.or.jp

富士五湖消防本部

受付可能な様式一覧

防火対象物関係	
防火対象物使用開始届出書	防火・防災管理者選任（解任）届出書
防火対象物棟別概要追加書類	自衛消防訓練通知書
消防計画作成（変更）届出書	防火対象物休業（廃業）届出書
全体についての消防計画作成（変更）届出書	防火対象物名称・代表者変更届出書
消防計画書	
条例関係等	
火を使用する設備等届出関係 （炉・厨房・ボイラー・サウナ・給湯湯沸設備ほか）	火災とまぎらわしい煙又は火災を発生するおそれのある行為の届出書
発電・変電・蓄電設備等届出書	煙火打ち上げ・仕掛け届出書
露店等の開設届出書	指定洞道等届出書
催物開催届出書	水道断水・減水届出書
火災予防上必要な業務計画提出書	液化石油ガス設備工事届出書
禁止行為の解除承認申請書	圧縮アセチレンガス等の貯蔵取扱開始（廃止）届出書
道路工事届出書	少量危険物貯蔵届出書
河川停水届出書	少量危険物廃止届出書

「電子メール申請上の注意点」

- 電子メール申請の件名に「事業所名」及び「届出名」を記載してください。
（例 ○○○株式会社：消防計画作成届出）
- メール本文内に担当者及び電話番号を記載してください。
（届出内容について連絡する場合があります。）
- 電子メール申請の場合は、控え〔副本〕等の返却は行いません。
（控え〔副本〕等が必要な場合は、従来どおり窓口による届出でお願いします。）
- 土日祝日に申請された場合は翌開庁日に受付を行います。
- 通報訓練を実施する場合、避難訓練に消防職員の派遣が必要な場合、資器材を借用する場合は事前に管轄消防署へ連絡をお願いします。